

地域人材・資源活用推進事業実施要項

1 目的

これからの時代に求められる資質・能力を育むために、外部人材・地域資源を有効に活用しながらカリキュラム・マネジメントを推進し、社会や地域と連携してよりよい学校教育を目指し「地域人材・資源活用推進校（以下「推進校」という。）」を指定し、その取組について普及・啓発する。

2 指定校数

都内公立学校のうち、区市町村立学校 15 校及び都立特別支援学校 2 校とする。

3 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

4 取組内容

- (1) 推進校は、児童・生徒に身に付けさせる「資質・能力」を明確にし、外部人材・地域資源を活用しながら多様な教育課題に向き合う中で、持続可能な社会の創り手となる資質・能力を育む教育活動を実施するために以下の取組を行う。

ア 教科等横断的な視点によるカリキュラム・マネジメント

各教科等の関連付けを図った教育課程の編成や、各教科等・学年を越えた組織運営の改善等、教科等横断的な視点で組織的に取り組む。

イ 多様な教育課題への取組

小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編、中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編に示された現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容（「伝統や文化に関する教育」、「主権者に関する教育」、「消費者に関する教育」、「法に関する教育」、「知的財産に関する教育」、「郷土や地域に関する教育」、「海洋に関する教育」、「環境に関する教育」等）を参考に各校の実態に合わせ、取り組む。

ウ 授業改善の取組

各教科等の見方・考え方を働かせ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組むとともに、学習指導要領を踏まえた体系的な指導計画を立案し、授業を行う。

- (2) (1) アについて、推進校は育成すべき「資質・能力」に基づき、複数の教科等を関連付けて取り組む。

5 成果の発信

推進校は、育成を目指す資質・能力に対して、外部人材・地域資源を活用してカリキュラム・マネジメントを推進し、研究・実践の手法及び成果を東京都教育委員会（以下「都教育委員会」という。）に提出するとともに、教育通信等により他校や保護者・地域等へ発信する。

6 経費

- (1) 都教育委員会は、本事業の実施に要する経費（以下「必要経費」という。）を、予算の範囲内で負担する。

- (2) 必要経費として都教育委員会が負担する経費項目は、以下のとおりとする。

ア 報償費

イ 一般需用費

- (3) 都教育委員会は、必要経費を都立学校については予算配付し、区市町村立学校については、当該推進校を所管する区市町村教育委員会に対し、別途定める支払基準により委託料として支払う。

7 実施計画及び報告

- (1) 推進校は事業を実施するに当たり、都教育委員会に実施計画を提出する。
(2) 推進校は、事業終了後、取組内容及び実績について都教育委員会に報告する。

8 その他

都教育委員会は、推進校の事業担当者を適宜招集し、研究・取組の充実を支援する。

附 則

この要項は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。